岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成29年7月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(平成11年岩手県条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後 別表第2 (第3条関係)		
川表第2(第3条関係)			
[略]	[略]		
35の5 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52 [略]	35の5 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52 [略]		
号。以下この項において「省令」という。) に基づく次に	号。以下この項において「省令」という。) に基づく次に		
掲げる事務	掲げる事務		
(1) [略]	(1) [略]		
(2) 省令第77条第2項の特定施設の使用の休止の届出の	(2) 省令第77条第2項ただし書の特定施設の使用の休止		
受理	の届出の受理		
(3) 省令 <u>第77条第4項</u> の保安検査証の交付	(3) 省令 <u>第77条第6項</u> の保安検査証の交付		
35の6 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53 [略]	35の6 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53 [略]		
号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に	号。以下この項において「省令」という。) に基づく次に		
掲げる事務	掲げる事務		
(1) [略]	(1) [略]		
(2) 省令 <u>第79条第2項</u> の特定施設の使用の休止の届出の	(2) 省令 <u>第79条第2項ただし書</u> の特定施設の使用の休止		
受理	の届出の受理		
(3) 省令 <u>第79条第4項</u> の保安検査証の交付	(3) 省令第79条第6項の保安検査証の交付		
[略]	[略]		
36の6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 [略]	36の6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 [略]		
(平成22年文部科学省令第13号。以下この項において「省	(平成22年文部科学省令第13号。以下この項において「省		
令」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村が設置す	令」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村が設置す		

る高等学校に係るものに限る。)	る高等	等学校に係るものに限る。)	
(1)~(11) [略]	(1)~	~(11) [略]	
(12) 省令 <u>第11条第3項</u> の通知	(12)	省令 <u>第11条第4項</u> の通知	
(13)・(14) [略]	(13) •	(14) [略]	
[略]		[略]	
			-

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。